

厚木市学校給食事業特別会計の設置及びそれに伴う厚木市特別会計
条例の一部を改正する条例（案）について

1 趣旨

学校給食事業特別会計を設置することにより、給食材料費に関する経費を明確化することを目的とする。

2 改正の理由

特別会計を設置するためには、条例で設置する必要がある（地方自治法第209条第2項）ため、厚木市特別会計条例の一部を改正する。

3 改正の内容

第2条に「厚木市学校給食事業特別会計 学校給食事業」を追加する。
具体的には、第2条を次のように改める。

（設置）

第2条 次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。

- (1) 厚木市公共用地取得事業特別会計 公共用地先行取得事業
- (2) 厚木市学校給食事業特別会計 学校給食事業

4 学校給食事業特別会計の範囲について

- (1) 歳入 一般会計繰入金及び学校給食費（現年分）
- (2) 歳出 学校給食提供に係る賄材料費

5 条例の施行日

令和6年4月1日（予定）